

八潮監告示第6号

令和2年3月30日收受（八潮監収第125号）八潮市職員措置請求について、地方自治法第242条第5項の規定により、監査した結果を別紙のとおり公表する。

令和 2年 5月 26日

八潮市監査委員 原 寿 基

八潮市監査委員 服 部 清 二

八潮市職員措置請求に係る
監査結果

令和2年5月26日

八 潮 市 監 査 委 員

八潮市職員措置請求に係る監査結果（目次）

I	監査の請求	1
1	請求人	1
2	請求の内容	1
(1)	請求の要旨	1
(2)	請求する措置	2 9
(3)	請求人が提出した証拠書類	2 9
3	請求の受理	3 0
II	監査の実施	3 0
1	監査の対象事項	3 0
2	監査対象部課	3 1
3	監査対象部課に対する調査	3 1
(1)	書類等の審査	3 1
(2)	関係職員に対する事情聴取	3 2
4	現地調査	3 2
5	請求人の証拠の提出及び陳述	3 2
6	監査対象部課の陳述	3 2
III	監査の結果	3 2
1	事実関係の確認	3 2
(1)	潮止揚水機場跡地整備について	3 2
(2)	潮止揚水機場跡地整備関連工事について	3 3
(3)	旧潮止揚水機場跡地整備に対する指導謝礼金について	3 5
(4)	庁内での検討について	3 5
(5)	その他の動き	3 8
2	監査委員の判断	3 9
(1)	潮止揚水機場跡地整備工事に関する契約の締結について	3 9
(2)	潮止揚水機場跡地整備工事に関する契約の履行、経費の支払及び 財産の管理について	3 9
3	結論	4 1

八潮市職員措置請求に係る監査結果

I 監査の請求

1 請求人

八潮市在住の個人10名

2 請求の内容

令和2年3月30日に提出のあった八潮市職員措置請求書(以下「請求書」という。)の要旨は、以下のとおりである。

(1) 請求の要旨

1. 建屋解体・施設設置は決定事項

1) 建屋解体は既に決めていた旧潮止揚水機場に関する庁内検討委員会(以下「24年検討会」という。)

潮止揚水機場の解体工事計画は、検討会が発足する1年前の平成23年度に既に練られていた。

八潮農収第454号(平成28年12月22日)で、建屋撤去費用、公園整備費用の大小の比較ではなく、役割や功績について検討を行ってきたものと吐露している。

平成24年5月29日の「24年検討会」第1回会議に提出された今後の在り方では6案中1案のみが保存・修繕案で、他の5案は建物の解体案である。文化財保護課が提案したものである。

学芸員にはそれぞれ得意としている分野があるが、「古いものには価値がある」という学芸員の共通認識が欠如している。その証拠に国と県からの補助金交付の算定をしていない。

建屋の老朽化度やその文化財的価値についての学者の意見を聞くこともなく、資料等の参考資料も一切配布されていない。一方、(仮称)潮止揚水機場史跡公園等の整備に関する検討会議(以下「29年度検討会」という。)では専門家を招聘している。

24年検討会第2回会議で、「予算的にもコストのかからない一番良いもので検討する。」と決めた。結果は、工事予算が一番

かからないポケットパーク案（37/45点）に落ち着いた。

「建屋撤去」と「施設を設置」の低価格の秘密は、全工事代金の一部のみを記載し、樋管撤去等は高額に設定。委員を安い金額に誘導させるために仕組んだものである。

24年検討会第3回会議（H24.7.31）後の翌日平成24年8月1日に「旧潮止揚水機場に関する庁内検討委員会における考え方（以下、考え方）」が出された。

24年検討会第4回会議（H24.8.30）では、「考え方」に沿った「まとめ」になっていない。同様に平成24年10月の報告書の「まとめ」も考え方に沿っていない。

議会・市民対策として正当性を主張する根拠とするために、農業委員会・関係団体等を巻き込み、利用するために登場させたのである。

2) 内諾の事実非公表

内諾があった事実を24年検討会、旧潮止揚水機場及び昭和水路（15号水路）の整備に関する検討会（以下「27年検討会」という。）の両検討会議内で公表していない。

平成25年5月16日の揚水機場議員視察においても、また同年5月19日の地元町会交流会議においても内諾があった事実を公表しなかった。

3) 数字は真実を物語る

平成24年の工事価格が業者からの見積書のあるものもないもの、消費税その他必要工事費を載せない極めて不公平な状態で検討したことである。

平成27年は明確な積算根拠もなく、24年度の試算額に単に割り増ししただけである。

消費税は、平成26年4月1日に5%から8%になった。

数字は嘘をつかない。

4) 法令条例等違反

破壊行為を実施し、税金の不当支出をした行為は、地方公務員法、文化財保護法、文化財保護条例、文化財保護規則等に違反している。

2. 国登録文化財に登録し、建屋を修復して公開

1) 24年検討会

経費等の説明

内 容	経 費	事業者
①内部の軽易な修繕	100,800 円	■社
②床・コンクリ・ 土台・屋根全般の修繕	9,740,000 円	■社
③一般公開対応	16,310,000 円	■社
④ポンプ・モーターの修復	3,550,000 円	■社
⑤水道・トイレ・空調	2,000,000 円	見積書なし
⑥パネル・展示ケース	1,200,000 円	見積書なし
合 計	32,900,800 円	

①は■社による見積りで、屋根下地やトタン等の修繕である。

②③は■社による見積りである。②は改修Ⅰ期工事（当面の応急修理）である。屋根やトタンの修繕は①の修繕と重複する。

①②は二重見積りであるから①は②に含まれ、①の100,800円は削除されなければならない。④は税抜き価格

⑤と⑥は見積書が存在しない。積算根拠となる資料が存在しない。架空の経費であるので経費算入は不適當である。

⑤の水道・トイレ・空調の経費200万円は、積算根拠となる見積書がないのであるから不当な経費算入である。また、そもそも短時間滞在の見学者のために空調設備が必要であるのか。トイレに関しては増設か水洗トイレの改装かもわからない。また、「便所汲み取り」と「便槽埋戻工」が工事内訳書に記載されている。更に水道については、潮止土地改良区から「土地改良施設引き継ぎについて」の中に「水道給水施設」として贈与されている。

⑥についても見積書がない。1,200,000円は架空の金額である。見積書がないから展示ケースを何個入れるかも不明である。しかも展示ケースは全く不要である。なぜならば「旧潮止揚水機場に関する今後の方針について」の中で、「建屋の規模・大きな段差・スペースの狭小等」と自らが断定している。また、八潮農収第470号（H29.1.12）でも「施設が狭小」「大きな段

差」「避難場所確保の困難性」と説明している。つまり展示ケース設置は不可能ということである。狭いうえに段差がある場所に展示ケースを設置するという見積りはあまりにも軽薄である。

⑤⑥に関しては不適切な見積りである。24年の正しい経費は、②③④の合計金額 29,600,000 円でなければならない。

尚⑤⑥は、ポンプ・モーター修復見積りに追加された。

2) 27年検討会

27年度の経費の見積書がない理由は、■社に修復の現実性がないため再度の見積りを断られたためである（H27.6.1、27年度検討会第1回議事録）。そのため平成27年6月23日に24年度の経費合計金額 32,900,800 円に1割増し見込みで 36,191,000 円とした。平成27年7月9日には2割増し見込みで 39,481,000 円とした。平成27年7月9日案が最終案として 39,481,000 円が決定され、更に概算設計委託料 3,900,000 円が加算された。建屋修復費用の合計額は、43,381,000 円となった。前記の②③はそれぞれ実施設計料と設計監理料が含まれた金額である。ゆえに 43,381,000 円から 3,900,000 円を差し引いた金額、39,481,000 円でなければならない。27年度の43,381,000 円は誤りで、39,481,000 円である。但し24年見積りもりの①⑤⑥は正しい見積りとしての仮定である。②③の見積書の内容を十分に精査していれば、390万円という二重見積りは、防ぐことが出来たのである。そのことを情報公開文書は物語る。

不正な①⑤⑥を抜いた金額は以下の通りである。

経費等の説明（消費税8%相当額に換算）

内 容	経 費
②床・コンクリ・土台・屋根全般の修繕	10,018,286 円
③一般公開対応	16,775,999 円
④ポンプ・モーターの修復	3,834,000 円
合 計	30,628,285 + α 円

27年検討会の合計額は、43,381,000 円ではなく、30,628,000 円 + α でなければならない。1,000万円以上も高い見積り額である。

3) 補助金申請

24年の修復公開のメリット（利点）として、「④建屋等の修理に関して設計管理費の50%補助が可能である。」及び「公開活用事業に係る費用の50%補助が可能である。」が記載されている。しかし、24年の経費合計額32,900,800円の50%補助金を受けた場合の試算精査が全くされていない。補助金が受けられるための制度の資料も配布されていない。

前回の監査委員会での教育長から監査委員に提出された弁明書内には、登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助要綱及び文化財建造物等を活用した地域活性化事業費国庫補助要項が添付されている。前者では、解体修理、屋根葺替、⑤や⑥で記載されている通り、空調設備、給排水設備から電話、郵便代金まで補助金交付対象である。後者でも公開活用に資する設備として、建築工事費、設計料、事務経費等が補助金交付対象である。更に、埼玉県文化財保存事業費補助金交付要綱も添付されている。管理工事は2/3以内、修理工事は1/2の補助金が受けられる。これら国と県の両方からの補助金を受けた場合の試算額を全く示していない。単純に両方から補助金を受けた場合は、限りなく低く抑えられる。これらの国と県からの補助金で賄えなかった部分がある場合について、埼玉県ふるさと創造資金を活用するのである。だが、その試算もなされていない。国と県からの補助金交付、さらにはふるさと創造資金を活用すれば、八潮市からの持ち出し金額は、ほぼゼロである。これが究極の「予算的にもコストのかからない一番良いもの」である。

文化財保護課本来の文化財を遺すという職務を行わず補助金申請作業を怠り、文化財破壊に積極的に関与してきた罪は重い。

尚このふるさと創造資金をポケットパーク（史跡公園）の活用を探るとしているがその形跡すら認められない。

まとめ

二重見積りであり、内容を十分に精査していない。

不正な架空見積りで、加重見積額となっている。

文化財保護課の職員の怠慢により、各委員に補助金交付を受けた場合の正しい試算を提示していない。

3. 建屋を解体して更地にする

1) 24年検討会

経費等

内 容	経 費
-----	-----

①家屋解体工事、廃材処分、基礎取り壊し ガラス処分、ポンプ移設と処分、 キューピクル処分、造成工事	3,160,500円(税込み)
---	-----------------

これは、平成23年度工事設計書により、算定した金額である。直接工事費が2,320,740円で、これに30%掛けた金額689,260円が諸経費、それに消費税150,500円が加算され「解体として更地」の根拠である。

2) 23年度と28年度工事設計書の比較

23年度本工事内訳書第3

単管足場工シート張り含む	144 m ²	288,000円
--------------	--------------------	----------

28年度内訳書第1号

仮足場 シート囲い	146.5 m ²	142,837円
-----------	----------------------	----------

見積書(再2) ■社

仮足場 シート囲い	146.5 m ²	219,750円
-----------	----------------------	----------

28年度の本工事内訳書には、樹木伐採根運搬費処分費204,750円(内訳書第1号)、運搬費88,000円、技術管理費75,000円を含んだ直接工事費2,837,734円、それに共通仮設費を含んだ純工事費が3,306,734円である。樹木伐採根運搬費処分費204,750円がなければ3,101,984円で23年度の工事設計書の金額より安い。建屋撤去の3,160,500円には、その他の現場管理費や一般管理費相当額が加算されていない。だから23年度の方が安くなっている仕掛けである。

平成30年3月30日に市長から監査委員会に弁明書が提出された。これは24年度と27年度の公共工事設計労務単価が提出され、埼玉県、型枠工、大工、とび工等にアンダーラインが引かれている。これは24年度の価格より27年度の方が高騰している理由として提出されたものである。だが、解体工事には型枠工・大工は、全く必要ない職種である。とび工のみで

ある。とび工の仕事は、仮足場・シート囲いに限定される。

23年度の足場工シート張り価格が、288,000円であり、28年度の価格が142,837円である。28年度の方が、145,163円安いのである。監査委員会に提出した資料は、値上げの根拠とする正当な理由とは成り得ないことは、これで十分である。

ちなみに大工・左官は揚水機場の修復・修繕に必要な職種である。

3) 27年検討会

	平成24年 試算額	27年 見直し額	倍率
建屋解体工事			
廃材処分等	3,160,500円	3,672,000円	1.16
設計業務委託料	—	460,000円	1.31

平成27年7月9日見積もり試算額は3,672,000円で、511,500円1.16倍の増加である。この増加分は、諸経費と消費税分であると記してある。だが、弁明では人件費と震災の影響等のためと説明している。だが、この積算根拠となる資料がなく説明もされていない。27年7月9日の最終第3回検討会で承認された金額が3,672,000円だが、同年10月の予算要求額は、6,815,000円である。たった3ヶ月余りの間に3,143,000円も増加している。これは、会議内容を否定する行為である。また予算要求の根拠となる裏付けの資料が存在しない。いかに杜撰な検討会であったことを物語っている。

八潮総収第632号平成30年10月17日の部分公開決定通知書では、我々の請求文書の要求する文書とは違い、28年度歳出予算内示書や関係のない見積書2通である。たった3ヶ月間の中で367万円から681万円になった根拠を示す工事設計書を開示することが出来ないのである。

同じく概算設計委託料460,000円も設計委託料の根拠を示す開示請求に対する公開された文書が、歳出予算内示書である(八潮総収第634号H30.10.17)。根拠となったものが何もないのである。

■社の潮止揚水機場の解体見積金額(H28.9.30)は、

4,590,000 円であり、■社は 5,918,400 円で落札した（H28.11.30）。何故か見積額よりも落札額の方が、1,328,400 円も高い魔訶不思議な現象である。また、入札は 2 回 3 回とすることなく、1 回で終わっているのである。ちなみに■社の解体工事見積金額は、税込み金額 5,356,800 円である。

4. 樋管

1) 樋管の充填

「旧潮止揚水機場の今後の在り方に関する報告書（案）」の中で 24 年 9 月、24 年〇月、24 年 10 月の 3 種類が作られた。樋管充填に関しては、「管内に発砲モルタルを充填し、整地する。」と記載されている。27 年検討会では、この考えが引き継がれている。

	平成 24 年度 試算額	平成 27 年度 見直し額	倍率
工事費	10,605,000 円 (消費税込み)	14,300,000 円	1.35
設計業務委託料	—	700,000 円	1.41

2) 業務設計委託料

この金額は 27 年検討会の最終回平成 27 年 7 月 9 日に出された。その 3 ヶ月後の 10 月に樋管充填の設計業務委託の予算要求が出された。この検討会での試算額は、700,000 円であるから当然 700,000 円の予算要求でなければならない。だが、実際の予算要求額は、301,000 円である。28 年度予算要求は、樋管充填の設計業務委託料が 301,000 円、建屋撤去の設計業務委託料が 452,000 円、二つ合わせた合計金額が 753,000 円で予算要求をしている。一見すると樋管充填の設計業務委託料のように思えるが、27 年検討会の積算根拠となるものは不存在であり内示書である。また直後に 399,000 円も大幅に下がった根拠となるものは予算内示書である。27 年検討会では 700,000 円だから建屋撤去の設計業務委託料 460,000 円を合わせた 116 万円ほどの予算要求でなければならない。我々の情報公開請求は、詳細な設計内容を要求したが、詳しい設計書は開示され

ない。そうであるならば、樋管の設計業務委託料は70万円の予算要求がされなければならない。

3) 樋管充填

同じく樋管充填の29年度の予算要求は、検討会後の翌年28年10月に提出されている。27年7月9日の検討会での結論は、14,300,000円である。しかし、予算要求では670,000円である。実に13,630,000円も安い金額である。非常に安くなった理由を知りたく、27年検討会後に新たに作成した工事設計書があると思い情報公開請求したが、結果は予算内示書であった。そうであるならば14,300,000円の予算要求でなければならない。樋管に関しては、24年検討会と27年検討会の見積り提示額と実際の工事代金とではかけ離れた安い金額である。それゆえ明確なる設計書等が存在しているはずと思い、情報公開した。だが、27年検討会に出されたものである。この検討会での会議内容を疑わざるを得ない。実際に行われた樋管充填の工事設計書であるが、24年検討会とは似ても似つかぬものである。

この概算工事費が極端に低くなった根拠となる資料も開示されていない。24年・27年当時の樋管充填の見積りは、発砲モルタル工法で、主に盛土材料として使われ、工事プラントを設置するために高くなる。実際の工法は、流動化処理工法（AGSモルタル工法）で、平成10年から11年にかけて普及（流動化処理工法研究機構）している。24年の見積り時には当然普及した工法であるが、敢えて高い工法を検討会にかけている。27年検討会に発砲モルタル工法とAGSモルタル工法を同時に提案されなければならない。

ちなみにAGSモルタル工法を手掛けている■社のプラントは八潮市内にある。AGSモルタルの価格は運賃込みで4,500円/m³とのことである。但し、プラントから工事現場まで距離が長くなるほど高くなるとのことである。また高速道路を使用しても高くなるとのことである。

まとめ

24年の樋管充填では、発砲モルタル工法概算工事設計書（見

積書)はあるが、AGSモルタル工法は概算工事設計書がないにも拘わらず予算要求をし、工事を行った。不思議である。

5. 史跡公園

1) 27年検討会と予算要求時の比較

「(仮称)潮止揚水機場史跡公園等の整備に関する検討会議設置要領」第1条により、旧潮止揚水機場の在り方に関する報告書及び検討結果の報告書に拘束されるのが当然の解釈である。かつこの会議において24年度27年度の試算額の見直しについては一切検討されていないことである。

	24年 10月	27年検討 結果(7/9)	予算要求	倍率
概算設計	—	500,000円	1,575,000円	3.15
委託料			(28年10月)	
概算	5,210,000円	12,877,000円	21,924,000円	1.70
工事費			(29年10月)	4.2

2) 24年検討会と27年検討会

憩いの場として施設(メモリアルパーク)を設置(建屋撤去後)

	24年試算額	27年見直し額	倍率
①休憩所	3,700,000円	5,648,000円	1.5
②外構	480,000円	3,110,000円	6.5
	<u>80m×6,000円/m</u>		
③ポンプ	500,000円	1,944,000円	2.8
	<u>モニュメント設置</u>		
④園名版の設置	300,000円	834,000円	2.3
⑤広場造成(芝等)	230,000円	1,341,000円	5.8

24年試算額から27年の見直し額の倍率は、1.5から6.5までである。市長から前記の弁明書No.14が提出された。この中で公共工事設計労務単価の推移を例に取れば、平成24年が13,000円程度、平成27年は16,000円程度である。つまり上昇率は1.23くらいであるが、「旧潮止揚水機場に係る住民監査請求陳述記録」に1.3~1.4に上がっていると証言している。労

務単価の上昇は工事費の一部である。だが、最低は 1.5。最高は 6.5 である。かけ離れ過ぎている。弁明書 No. 14 の提出理由は破綻している。

摘要欄には「H24 は直接工事費、H27 は諸経費、消費税込み及び内容照査」と記されている。「H24 は直接工事費」と明記したことは、消費税や諸経費が加算されていないことが、類推できる。24 年度の「国登録文化財に登録し、建屋を修復して公開」の改修Ⅰ期工事（当面の応急修理）9,740,000 円及び改修Ⅱ期工事（一般公開対応）16,310,000 円は、既に経費消費税込みの価格である。H24 経戦評価点数では、ポケットパーク案が 37 点/45 点満点。建屋を修復して公開は、2 点/45 点満点である。例えるなら重さの単位を合わせないで重さを比較するようなものである。明らかに評点時の基準がバラバラであり、消費税や諸経費が含まれている方が圧倒的に不利な結果になる。これは同一条件に基づいて行われたものではないから、決して正しい評点法ではない。この不公正な評点方法について疑問を呈して発言をした委員は全くいないことである。それともこのトリックに気付かなかったのかであろう。それぞれ同じ条件の下での評価ではない。あまりにも公平さを欠いた評点方法である。

3) 24 年経費と 29 年史跡公園工事設計書の比較

経費等

内 容	24 年経費	29 年工事設計書
①休憩所	3,700,000 円	2,050,000 円
(キャストシェルター) (基礎工事含む：見積り)		
②外構	480,000 円	外構 80m に相当する 80m × 6,000 円/m
③ポンプのモニュメントの設置	500,000 円	139,480 円 × 2 = 278,960 円
④園名版の設置	300,000 円	331,100 円
⑤広場（芝等）及び造成	230,000 円	173,248 円植栽工 広場及び造成に相当か 230 m ² × 1,000 円

(仮称) 潮止揚水機場史跡公園工事H29.12.21 (四阿あり)
の工事設計書による

24年度見積試算額と29年12月21日の工事設計書の金額を比較すると外構の不明を除き、園名版の設置だけが31,100円高い(1.10倍)。休憩所は1,650,000円安い。ポンプのモニメントの設置は221,040円安い。広場(芝等)及び造成は、56,752円安い。これらを比較して見たとおり24年に比べ29年の方が安い。「消費税率、建築コスト、建築物価の改定を経て資材費が高騰しているため」や「H27は諸経費、消費税込み及び内容照査」としていることの理屈は通らない。27年はおろか24年に作成したものより安いからである。見積試算がいかかに杜撰であったかの証拠である。

24年試算提示額は、5項目の内容だけで5,210,000円である。6号内訳書の公園施設工では15項目あり、6,109,258円である。つまり24年の「経費等の内容」は公園施設工事費の一部のみを記載し、それ以外は直接工事費から除外していたのである。また、共通仮設費、現場管理費、それに消費税を抜いた内容であったから、24年当初より16,692,400円も高くなったのである。平成24年検討会(6.27)第2回会議で統一された見解として「予算的にもコストのかからない一番良いもので検討する」は、潮止揚水機場の修復代金の全工事費と工事費の一部のみの比較による評価点数は、あまりにも公平公正な評価方法ではない。

経費を見積もった紙の量を比較する。「建屋を撤去し憩いの場として施設(ポケットパーク)を設置する」の説明は、A4用紙の1/2弱。だが、史跡公園工事設計書では、本工事費内訳書が2枚、1号内訳書から9号内訳書まで10枚、さらに代価表は1号から89号まであり、合計100枚以上になる。これからしても如何に杜撰な見積試算であったことが分かる。情報公開請求しても24年と27年の史跡公園(ポケットパーク)の積算根拠となる工事設計書や見積書に関する資料がないのである。

24年検討会・27年検討会で「憩いの場として施設を設置

(ポケットパーク等として整備)」案を都市デザイン課が作成した。業務設計委託や概算工事費の根拠となる工事設計書等の資料がないのである。その後農政課に引き継がれたが、引き継がれた理由が不明なのである。また概算設計委託料の根拠となる資料は、予算内示書を開示した。これも提示することが出来ないのである。概算設計委託料は、500,000円から1,575,000円になった理由を情報公開したが、予算内示書であった。根拠を示すことが出来ないのである。

6. 登録文化財ポンプ・モーター

1) 文化財規則違反

潮止揚水機場建屋撤去後潮止揚水機場史跡公園工事をするにあたって、市の登録文化財であるポンプ2基の両側を切断した。八潮市登録文化財規則第7条によれば、現状を変更する場合は現状変更許可申請書を教育委員会に提出しなければならないとなっている。だが、許可申請書は提出されていない。これは明らかに登録文化財規則第7条（現状の変更）違反である。情報公開請求の開示文書によれば、フランジの外側は文化財ではないから提出する必要がないので申請書がないとしている。これは、規則の拡大解釈である。農政課と文化財保護課のご都合主義の解釈であり、屁理屈も甚だしい。ここに専門家の■先生の意見を付して置く。

ポンプ・モーターを八潮市登録文化財に登録するにあたっての添付資料には、保存するにあたって、「劣化等の定期的な記録をする」と「文化財の広報活動をする」が記載されている。これまでの情報公開文書から「記録をする」ということが、されていないことは明らかであり、広報活動は市民に公開されてこなかった。この二つが同時に行われていなかったのである。農政課又は文化財保護課のどちらか一方の課が定期的な記録や公開広報活動が行われていたならば、建屋の老朽化は防げたのである。登録するにあたっての条件であったが、これらの行為が行われなかった証拠である。

2) ポンプ・モーターの情報公開請求

揚水機場の管理及びポンプ・モーターの管理を怠ってきたことが分かる。情報公開請求の開示文書を以下に示す。

八潮市と八潮市観光協会が、つくばエクスプレス開業するにあたって作成したパンフレットを示す。一番下にある小さな写真が揚水場。揚水場の周囲が整然としている。潮止揚水場の看板もしっかりしている。これは、八潮市と埼玉県が昭和61年3月に立てたものである。一方、■社が建屋撤去設計業務委託（平成28年10月）に撮影したものである。荒れ果てた姿が一目瞭然である。

登録文化財としての条件が、「劣化等の定期的な記録」であるが、管理を怠ってきた証拠が、八潮総収第813号（平成29年12月25日）と八潮総収第392号（平成30年7月27日）である。また、建屋やポンプ・モーターに保険を掛けていない。

ポンプ固定部や配管の継ぎ目のボルトをはずすのは困難と診断した業者の資料が残っていない。配管を切断するという行為は、文化財の価値を激減させる行為。それを進言した業者の資料がないのである。最初から切って上げると決めていたのであるから、方便である。ボルトをはずすことが困難であれば、インパクトレンチ使用するなりアセチレンガスでボルトナットを切断すればいとも簡単に外すことができる。だから配管を切断する必要がないのである。実際に公園に設置されたポンプのボルトを見るとネジ山がしっかりしている。新品に交換されたとしてもネジは、はずせたことを意味する。

ポンプを切断したが、それを切断する決定過程を開示することができないのである。八潮教文収第95号（令和元年11月15日）。

八潮総収第694号（令和元年11月15日）では、ポンプ・モーターについて特注することなく、入札業者は、請求内容①③を下請け業者に丸投げして、②に示す如く登録文化財であるにも拘わらず指示等をしていないのである。

3) ポンプ・モーターの追跡調査

切断されたポンプは千葉県匝瑳市に運ばれ数日間も野晒し状

態の儘であった。このような状態であるならば、盗難に遭う恐れもある。発注する八潮市担当者は、いかに登録文化財のポンプに事細かに注文をつけないで契約しているかがわかる。認識の低さが表れている証である。

4) ポンプ切断の無駄遣い

尚、揚水機場建屋撤去工事で、「揚水機引き上げ再設置」として118,300円が計上されているが、工事設計変更後も変更されていない。一方、史跡公園工事では、「撤去工」57,859円、「ポンプ・モーター基礎設置工」278,960円が計上されている。これは二重払いである。

切断ポンプの費用

撤去工	57,859
ポンプ整備工	2,206,800
ポンプ・モーター基礎設置工	278,960
ポンプ場基礎補修工	349,180
合計	2,892,799

ポンプ整備工だけで220万円ほどかけている。■社のポンプ塗装工事見積りは355万円である。いつでも使用可能な無キズの状態での価格である。一方、切断したポンプの整備工等の価格は289万円あまりである。動態保存のポンプ・モーターであれば八潮の文化財としてのみならず、非常に希少な日本のお宝となったのである。この修復修繕費用は、国と県からの補助金で賄えたのである。

尚、揚水機場建屋撤去工事で、「揚水機引き上げ再設置」として118,300円計上されているが、工事設計変更後も変更されていない。一方、史跡公園工事では、「撤去工」57,859円、「ポンプ・モーター基礎設置工」278,960円が計上されている。これは同一工事で二重払いである。

7. (仮称)潮止揚水機場史跡公園等の整備に関する検討会議(29年検討会)

1) 経費の見直しなし

公園整備検討会の設置要領第1条によると、「旧潮止揚水機場

の今後の在り方に関する報告書（平成24年10月）」と「旧潮止揚水機場及び昭和用水路（15号水路）の整備に関する検討会（平成27年7月）」とある。

第2条の検討事項には、工事予算の見直しについては一切触れられていない。つまり24年の報告書と27年度の検討結果の予算内容が継続されるということである。だが、前述した如く大幅な予算超過である。

この29年検討会は6回開かれ、経費の見直しは一切行わなかったことは記録から明らかである。

2) 管理主体決まらず

第5回会議録報告書「(1) 史跡公園等の整備に向けた各課の役割分担（案）について」によれば、委員長は今後の整備・管理主体について、現段階における主要3課の考え方について説明を求めた。抜粋

- ・都市農業課：今後の整備体制については、その目的を達成するためにより相応しい課が主体となることが望ましい。
- ・公園みどり課：一般的な公園目的とは異なるため、公園担当として整備主体となることは難しい。
- ・文化財保護課：社会教育施設としての整備でないことから、整備主体となることは難しい。
- ・委員長：5回会議で決定したいが、今後管理主体を決定し、報告書に盛り込みたい。

同報告書「(3) その他整備にかかる専門家からの助言・指導について」からの抜粋

- ・区画整理課：この段階で専門家の指導・助言を実施設計に反映させることは可能か。
- ・事務局：詳細設計はこれからなので、取り入れられるところは取り入れていきたい。

第4回で公園整備の役割分担は決定できず、第5回7月に先延ばしされたが、第5回でも決定されていない。最終の第6回9月でも整備・管理主体が決まらない。

この段階においても整備・管理主体は決定されず、「詳細について今後、管理主体及び協力課により検討を実施していく」と

しているのである。

委員長が管理主体を決定したいと発言するなかで最後まで管理主体を決められなかった。平成29年10月6日付で市長及び教育長に提出した「検討結果報告書」でも管理主体と協力課で検討をするとなっている。敷地等の所管課は農政課、維持管理に公園課や文化財保護課という管理主体が不明確な曖昧なまま市長や教育長が決裁をしたのである。それが予算要求され、議会を通過してしまったのである。

工事完成日平成31年3月15日に至っても管理主体が決められなかった。これでは流石にまずいと思ったのであろう。泥縄式に市民活力推進部、都市デザイン部、教育総務部の3課で5日後の3月20日に協定書を作成した。やはり管理主体を1課にすることはできなかった。「整備・管理主体として相応しいと思われる課」の調査では、7課が文化財保護課を挙げている。当然である。しかし、文化財保護課は、文化財を保護することを拒む課であるから単独では引き受けなかったのである。当然与えられた職務を放棄している。今回のこの協定は、建屋の取り壊し騒動と同じ過ちを繰り返す。

3) 専門家の助言

文化財保護課と農政課の職員4名が、平成29年8月22日に専門家に直接助言・指導を仰いだ。この日に持参した資料は、第5回会議資料等である。この資料は、中間報告として出された資料をさらに煮詰めたもの。ほぼまとまった状態での助言と指導である。

そして最終回の第6回目に招き、直接助言・指導を仰いだ。1時間程度で話して欲しいと要望されている。その範囲内でパワーポイントでの説明と委員との質疑である。残された時間でどれだけ解決できるのか（会議時間は15時～16時50分）。

専門家の資料は第5回目に配布され、4項目16提案（指導内容記録では14提案H29.8.22）が記載されている。少なくとも第2回（平成29年3月28日）遅くとも第3回目（平成29年4月7日）に行わなければならない（職員の異動があり実質稼働は3回目からか）。これらの素案の段階で意見を聞き、取

り入れるところは取り入れ最終段階の第6回目で専門家の確認を得た上で検討会の報告とするのが真っ当な進め方である。残された少ない時間では、専門家の助言・指導内容について十分な話し合いの時間が確保されたとは思えない。市長と教育長へ報告書を提出するに当たっても、内容のチェックを受けていない。専門家の助言・指導、招聘は無駄である。

	事務局の整備構想案	専門家の助言・指導
・ 四阿	設置の可能性を検討	必要でない
・ 植栽	中高木3本以上必要	景養木最小限 根が構造物を壊す

実際に出来上がったものを確認してみると、四阿も植栽もある。桜1本と花桃2本、それにツツジが14本植えられている。何故このような齟齬が起きるのか。事務局の構想案と専門家の助言・指導内容を突き合わせる時間的余裕がなかったか、敢えて専門家のチェックを受けたくないから最後にしたのかも知れない。いずれにしろ専門家のチェックを受けないまま市長と教育長に事務局案と専門家案を並立して提出したことは大問題である。結局のところ工事内容は事務局案を採用している。専門家の助言・指導は無用であり、支払われた謝礼金は無駄であった。

4) 会議決定事項を無視した行動

「(仮称)潮止揚水機場史跡公園等の整備に関する検討会議検討結果報告書」8頁には「(3)地元町会、関係団体の意見・要望の把握」には、①実施予定、②対象団体が記載されている。この②には整備に関心のある市民団体等が載っている。我々はこの関心のある市民団体であるが、悉く無視をされてきた。以下に事例を示す。

平成29年11月20日19時より市役所内でメモリアルパークの在り方として担当職員から「旧潮止揚水機場 平面図(案1 ポンプを地表まで引き上げ)と(案2 ポンプ設置位置変更なし)の2つの案の提案を受けた。早速八潮市の文化財第11号で潮止揚水機場調査報告書をまとめた■先生にお訊きました。先生の回答は案2であった。その教えに基づき、切って

しまえば唯の鉄屑と案2を議員等に説いて回り、担当職員とも話し合った。だが、聞き入れられず無視をされたため、仕方なく平成30年2月26日に市長と議長に陳情書を提出した。陳情書を提出した3名の内2名に対して市担当者から説明を受けた。前は説明を受けただけで納得したと記載され、今回はそれを恐れ、市側から確認書を取った。職員2名、陳情書提出者2名の間で交わされ、それぞれ持参している。これら一連の経過が分かる緊急要請書を提出する。

5) 議会決議無視

議会の福祉環境常任委員会では、「陳情書が提出され、住民監査がされていること、適切な保存方法について研究・検討を行うこと、より多くの皆さんの理解が得られるように」とした福祉環境常任委員長が発言であった。

どうしてもポンプが切断されない状態で保存してもらいたい一心で市長・議長に陳情書を提出した。その結果が、福祉環境常任委員長の発言であったが、いとも簡単に無視された。

委員長の意見を聞き入れ、我々と話し合い実施設計の参考とする十分な時間的余裕が取れる期間であったが、行動を起こさなかった。

6) 断念させるために交渉は工期直前にする

潮止揚水機場跡地整備工事の入札は、平成30年9月5日に行われた。契約は平成30年9月12日に締結し、契約工期は平成30年9月12日から平成31年3月15日までである。付帯意見が付いた議会承認案件であるから当然話し合いが持たれて然りである。だが、平成30年8月28日午後■に電話が入り、9月3日に話し合いがもたれた。だが、これは話し合いではなく、ポンプ切断の通告であった。その後9月10日19時から、監査請求者2名と陳情者3名で農政課担当者3名と話し合いがもたれたが、案2を受け入れる考えはなかった。案2を受け入れる姿勢があるならば、議会承認後の直前に話し合いがもたれている。だが8月28日まで放置している。本来であるならば、市長・教育長に報告した(H29.10.6)直後から話し合わなければならないが放置している。工事を進行してしまっ

た後でも変更できる。潮止揚水機場建屋撤去工事においても、この跡地整備工事においても工事変更契約書を交わしているからである。

都市農業課長は、議会で付帯意見が付いたことすら知らない。

まとめ

管理主体が決まらず市長・教育長に報告

専門家の助言・指導の謝礼は無駄遣い

会議決定事項（市長・教育長への報告書内容）とは異なる二重規範で行動する。

常任委員長の付帯意見を無視した行為で、議会・市民を軽視している。

8. 文化財保護審議会の意見—実態は徒労—

「旧潮止揚水機場跡地整備案に対する文化財保護審議会の意見」平成29年10月26日の中からの抜粋

- ・整備計画の前に整備目的や方向性を定めるのが一般的ルール
- ・整備基本構想を策定し、意見募集や公聴会を開き基本計画を決定・整備
- ・ポンプ・モーターの登録解除を視野にいれているのであれば構わないと思うが、文化財に携わる側の人間として、ポンプ・モーターをあの状態で保存していくのは考え難い。
- ・現実路線で進められてきたため、文化財としての保存活用を前提とした発想になっていない。
- ・整備と管理を分けると齟齬が生じやすく上手くいかない例が多い。準備不足や目的に沿った整備がなされていないことが儘見られる。

等の意見が各委員から挙げられている。ポンプを切断・引き上げに賛同している意見とは思えぬ。更に、公園整備に関する検討会議の報告書の市長・教育長への提出は、平成29年10月6日である。提出された20日後の審議会委員の発言は公園整備に関する検討会には、全く反映されず、会議は徒労である。

9. 「旧潮止揚水機場に係る住民監査請求陳述記録」（H30.4.12）の

検証

23 頁の 1 行目から

以下「監査委員」と「文化財保護課長」の発言内容を記す。

『監査委員：「～文化財審議会でも了承されている点ですがけれども、審議会の会議録からは特に引き上げ展示については触れてないように思えます。引き上げた上での現地保存をすることってそういう前提で話が進んでいるようではあるんですけども、それは、了解してもらっているという理解でまちがいないでしょうか？」

文化財保護課長：はい、委員のご指摘のとおり引き上げた上での現地保存で了承していただいております。』

だが、文化財審議会委員は次のように発言している（平成 29 年 10 月 26 日）。

- ・保存環境下で適切に遺す。レプリカで達成。
- ・ポンプはレプリカ対応としてポンプ以外は、地中保存
- ・レプリカをモニュメントとしてポンプに手を加えることなく文化財としての価値を遺せるのであれば最善。
- ・本来の景観を取り戻すためには、かさ上げした隣接道路レベルまで、敷地全体をかさ上げし、ポンプ・モーターなどの文化財関連施設をその面まで引き上げるのが本来の遺し方と考える。不可能な場合は地中保存でレプリカ対応（これは■先生が現地で、4名の議員に説明した内容と全く同じである。）
- ・登録文化財のポンプを遺していく必要性についてはイメージがわからない。

というような様々な意見であるが、引き上げ・現地保存の統一見解は認められない。監査委員の質問発言記録と一致する。「遺していく必要性についてはイメージがわからない」をもってしても了承は無理である。よって文化財保護課長の「引き上げた上での現地保存での了承」は、虚偽である。

23 頁上から 9 行目 「6 回ほど意見を聞く」とあるが、H 28.3.24, H 28.11.29, H 29.3.28, H 29.5.23, H 29.10.26, H 30.2.27 の 6 回であろうが、ほぼ事務局側からの報告事項、それに対して委員からの質問である。了承している意見は皆無である。

H29.10.26 の意見では、「ポンプ・モーターについて文化財としての保存とは考えていない」言い切っている。虚偽証言である。

23頁下から16行目 「監査委員」の質問に対しての文化財保護課長の回答は、平成29年8月22日の文化財保護課副課長の指導内容記録と発言内容は似ても似つかぬ発言内容である。「今回の公園整備では手を加えることによって新たな価値を見出すとそういうことを考えていっていいのではないかという助言をいただく」といったが、そのような助言は全く認められない。これも虚偽証言である。

26頁上から4行目～10行目 管理記録も予算支出もないことは証拠資料で明白である。都市農業課長の発言は、虚偽である。

26頁上から18行目 「受領しましたのは、昭和用水維持管理負担金ということで、中川から水路から今回の施設、それから先の水路のところまで」と都市農業課長が回答しているが、前回監査請求証拠資料53～56には、「昭和用水維持管理負担金」という名目での寄付金行為は全く認められない。虚偽証言である。

26頁下から3行目～27頁上から6行目までの内容
文化財保護課と農政課の役割分担で仕事の押し付け合いがよく理解できる。発言のとおりなら登録文化財としてのポンプ・モーターを農政課が管理できていない状況を把握しているのであるから、教育委員会は管理者（農政課）に替わって管理しなければならない。揚水機場は文化庁から内諾があったことを知っている唯一の担当課。維持・管理に助言や提案がすることもできる唯一の課である。だが、その職務を怠ってきた。文化財保護課としての全うすべき職務を放棄している。

10. 教育総務部長の議会答弁の検証（文化財保護審議会と29年検討会検討結果報告書の日程から）

時系列

平成28年3月24日（審議会）その他 潮止揚水機場について

発言は、市民活力推進部長、市民活力推進副部長兼農政課長、

教育総務部副部長兼文化財保護課長の説明が主体。それに審議会会長の発言と委員の質問

- ・平成28年10月 ポケットパーク概算設計委託予算要求
- ・平成28年11月29日（審議会）4 報告事項（3）旧潮止揚水機場について
事務局から■先生の調査報告を説明し、当局のポンプ・モーターの切断案に対して先生からストップをかけられた内容とそれに対しての意見
- ・平成29年5月23日（審議会）その他 旧潮止揚水機場ポンプ・モーターの取扱いについて
事務局報告後に5意見が載せられているだけ。この日の審議会でも了承した発言内容は認められない。
- ・平成29年6月7日 ポケットパーク概算設計委託入札
- ・平成29年10月6日 検討結果市長・教育長に報告
- ・平成29年10月 ポケットパーク予算要求
- ・平成29年10月26日（審議会）報告事項（1）旧潮止揚水機場跡地整備について
整備計画の説明に対して各委員からの意見で、寧ろ計画に対して批判的。文化財保護審議会の真つ当な意見で、引き上げについては了承していない。「ポンプ・モーターについては文化財としての保存とは考えていない。」と言い切っている。
- ・平成30年2月27日（審議会） 審議事項（2）市登録文化財「旧潮止揚水機場ポンプ及びモーター」の取扱いについて
了承した発言は認められない。
- ・平成30年3月19日（議会）議員の質問に対しての答弁「文化財保護審議会から引き上げ整備については理解をいただいている」は、上記のとおり虚偽答弁である。尚、同定例会で市民活力推進部長の「ポンプの自動稼働する必要があると、夜中に騒音問題がある。」と答弁している。同様な発言が職員から説明を受けたと議員が話していた。そこに居合わせた揚水機場に面した宅の方は、ポンプ音は気にならないと話していた。これも職員の創作である。

11. 農業委員会から提出された意見書

市長より監査委員に提出された弁明書No.17八潮市農業委員会会長の八潮農委発第61号「旧潮止揚水機場の在り方について（意見）」である。これには、「安全面を考慮すると建屋については、撤去することが望ましいと全農業委員の総意となりました。」記されている。これをもって農政課は正当性を主張するが、全く正当性の根拠とならず、不当である。

農業委員会の主たる業務は、農地法第3条、第4条、第5条、第18条、第30条等によるものである。前記の「旧潮止揚水機場の在り方について（意見）」は、業務外の越権行為である。正当性を主張する権利などない。

公印を押してある以上少なくとも出席した各委員が審議し、合議体として決定されることが必要条件である。だが、この平成27年5月25日の委員会では、「9その他」で取り扱われている。議長の発言のみで、委員からの発言は全くない。かつ挙手で決めると言っておきながら議長の「挙手多数」の確認事項の記録すらない。事務局職員が記載したと思われる『一委員より「はい」の声あり一』が載っている。このような合議体の体をなさないものを証拠として提出する価値がない。

参考までに1例を挙げておく。平成24年8月24日の農業委員会終了後、潮止地区農業委員だけに説明した「潮止揚水機場の在り方について説明」では、4人の意見中3人は残した方が良いである。1人がポケットパーク的なもので良いとしている。

12. 内諾の事実を公表せず

24年検討会・27年検討会で平成13年10月24日に文化庁から内諾があった事実を語ることもなく、資料の配布もしなかった。他課の委員は、内諾があったことを、知らないのであるから、議論の対象にも成り得なかった。文化財行政事務を担う職員としての最低限のモラルであったが、それを怠った。

平成25年5月16日に市議会議員の潮止揚水機場の現地視察が行われた。同行した担当職員は、内諾があった事実を語らなかった。この事実を2名の議員に証言してもらった。また、同様

に元議員にも証言してもらった。これらを証拠として提出する。この時配布された資料「市議会議員現地視察用資料」にも記載されていない。

同じく元議員であった方にも、現地視察のおり内諾の話があったかどうかを尋ねたが、「なかった」とはっきり答えている。また、「内諾があったことがわかれば、壊すことに同意しない」と答えている。

平成23年6月2日と同年12月1日の2回に亘って潮止揚水機場を調査した■先生に対しても内諾があったことを話さなかった。■先生は、内諾があった事実を知らないにも拘わらず「国の登録文化財に値する」と述べたと職員が記載している。また「旧潮止揚水機場の今後の在り方に関する報告書（案）平成24年10月」内の「●潮止揚水機場の沿革」に「平成24年2月2日 ■先生より、旧潮止揚水機場及び関連施設郡は国登録文化財の価値があるとの所見提出」と記載されている。この事実を24年検討会の第1回会議に周知しないのである。

平成24年12月7日に前市長に提出した「旧潮止揚水機場の保存に関する要望書」及び平成25年11月6日に市長に提出した「旧潮止揚水機場の保存に関する要望書」を提出した関係団体会長も文化庁から内諾があったことを知らなかった。

常識的センスを持ち合わせている人であるならば、文化庁から内諾があったと聞いただけで潮止揚水機場の価値の高さが理解でき、登録しようとなるのが普通である。

13. 潮止揚水機場解体撤去及び跡地整備工事費用代金

1) 建屋撤去費用

① 旧潮止揚水機場受電設備調査業務委託料

■社 126,360円

② 建屋撤去費用

イ. 旧潮止揚水機場建屋撤去工事設計業務委託料

■社 421,386円

ロ. 旧潮止揚水機場建屋撤去工事

■社 前金 2,360,000円

	4,398,640 円
合計金額①+②	7,306,386 円
2) 樋管撤去費用	
イ. 旧潮止揚水機場樋管閉塞工事設計業務委託料	
■社	280,614 円
ロ. 昭和樋管閉塞工事	
■社	664,200 円
合計金額イロ	944,814 円
3) 旧潮止揚水機場跡地公園（ポケットパーク）費用	
イ. 旧潮止揚水機場跡地公園設計業務委託料	
■社	1,458,000 円
ロ. 潮止揚水機場建跡地整備工事費	
■社	前金 8,550,000 円
	13,352,400 円
合計金額イロ	23,360,400 円
4) 旧潮止揚水機場跡地整備指導謝礼金	
■氏	100,000 円
合計金額 1)～4)	31,711,600 円

14. 24年検討会と実際の工事代金比較

	24年検討会	実際の工事代金	倍率
建屋解体	3,160,500	7,306,386	2.31
樋管閉塞	10,605,000	944,814	0.09
撤去	17,625,000	—	—
ポケットパーク	5,219,000	23,360,400	4.48

建屋修復費用は業者による正当なる見積提示額。建屋解体撤去とポケットパークの費用見積は異様に安い価格が設定されたことにより、経営戦略会議での評価点数が 37/45 点となったのである。樋管の撤去（撤去・充填）と昭和用水路（15号水路の利活用）は、非常に高額となり経営戦略会議の評価対象となり得なかったのである。しかし、樋管撤去の充填に関しては、法外なまで安い金額で工事を実行しているのである。

都市デザイン課は24年検討会の基礎資料として提示した52

1万円の積算根拠となるものが存在しない。同様に24年検討会と27年検討会の比較検討資料も存在しないのである。八潮総収第1088号の①に示すが如く引継ぎ書がないのである。「憩いの場として施設を設置(ポケットパーク等として整備)」の見積計画がいかにか杜撰であったかの証明である。

建屋修復は、国と埼玉県からの補助金を活用することによって八潮市の負担はほぼゼロである。確実に選択を誤ったのである。

15. 捏造

平成28年8月4日(木)旧潮止揚水機場提案説明会資料に記載されている内容に関して国土交通省と八潮市に情報公開請求を求めたのである。どちらか一方から求めた内容が出て一致すれば、捏造であると追及しないのは当然のことである。双方が不存在という結果であるから捏造としているとしたのである。また、同説明会資料「平成13年10月24日」の括弧書、追加文章は、庁内の重要決定事項。後の行政事務を拘束するものであるにも拘らず、日付も記入されていないのである。では、内諾のあった当日に会議が開かれていたのか。あまりにも不自然である。情報公開請求しても文書は不存在である。だから、捏造だと主張しているのである。最後に一つだけ捏造例を挙げておく。

24年検討会に配布された資料の中で、「慣行水利権放棄手続きを進めるよう依頼あり」とある以上、国土交通省からの文を引用した原本ないし原典がなければならない。その確認のために情報公開請求を同じ内容で3回した。だが、公開文書は、原本ないし原典でなく、検討会の資料として配布された「施設の現状について」が公開された。全く同じものが3回公開されたのである。だから記載された文章は、捏造文書だと主張しているのである。

証拠書類に示すが如くボルト脱着作業は、困難だと報告している。だが、他の証拠書類の如く脱着が可能である。当初よりポンプは切断と決めている。そのため切断するという目的達成のためには、嘘を平気でつき会議を自分達のペースに引き込んでいくのである。そして関連担当各課で話し合っただけで決めたものと責任逃れをする実に卑劣な行為である。虚偽による文化財破壊行為は、絶

対に許されない行為である。

16. 職員の処遇と返還請求金額

八潮市文化財保護審議会会長は、「八潮市の文化財 第11号」の「刊行にあたり」の中で、「文化財の保護活動は五十年、百年の活動です。人間の歴史には苦境の時代もあれば、好況の時代もあります。苦しいとって、壊して、捨ててしまえばもう二度と戻りません。」と述べている。文化財保護課の職員と農政課の職員は、ここで述べられているとおりの過ちを犯してしまった。建屋を解体し、さらにポンプを切断してしまった。それ相応の償いをするのは当然である。

教育委員会教育総務部長は平成30年3月19日の議員の質問に対する虚偽答弁、潮止揚水機場建屋撤去の打合わせ会議に出席する等揚水機場の解体その後の整備等の事業に深く関わってきた。また教育総務部長として文化財保護課を指揮監督する立場でありながら、その業務を怠りかつ潮止揚水機場を破壊する行為に加担してきた。よって前教育総務部長の降格降給処分を要求する。

これまで説明してきたようにこれら施策の中心的役割を果たし、登録文化財となるべき建屋を解体し税金を浪費した。農政課担当職員の元市民活力推進部長、元市民活力推進部副部長兼都市農業課長、前都市農業課長、都市農業係主査の4名は、八潮市に多大の損害を与えた事実は明白であり、懲戒解雇処分が相当である。よって懲戒解雇処分を要求する。また、都市農業係主査を除く3名に対しては退職金（利子分を含む）の返還を要求する。

同じく学芸員でもある文化財保護課長は、文化財の保護を目的とする職務が天命である。だが、その職務につきながら潮止揚水機場の破壊に積極的に関与してきた。平成27年4月から平成28年3月の1年間は勤務を外れたとはいえ、平成24年以来潮止揚水機場の破壊に決定的条件を与え続けてきた。よって文化財保護課長も懲戒解雇処分が相当である。懲戒解雇処分を要求する。

これらの職員を管理監督する立場である市長及び教育委員会委員長の責任は重大である。当然遺されて然るべき建屋を破壊し、

切断してはならないポンプの導管をも切断する行為に加担した最高決定権者であり、それに税を投入した責任を問われることは当然の帰結である。

よって市長、教育長、前教育総務部長、元市民活力推進部長、元市民活力推進部副部長兼都市農業課長、前都市農業課長、都市農業係主査、文化財保護課長の8名に対して潮止揚水機場解体費用その後の公園整備等の費用合わせて31,711,600円を八潮市に返還させることを要求する。併せてこれら8名に対して潮止揚水機場を復元させることを要求する。

(2) 請求する措置

前教育総務部長の降格降給処分及び元市民活力推進部長、元市民活力推進部副部長兼都市農業課長、前都市農業課長、都市農業係主査、文化財保護課長に対し懲戒解雇処分を要求する。また退職した3名に対しては退職金（利子分を含む）の返還を要求する。

市長、教育委員会教育長、前教育総務部長、元市民活力推進部長、元市民活力推進部副部長兼都市農業課長、前都市農業課長、都市農業係主査、文化財保護課長の8名に対して、潮止揚水機場解体費用その後の公園整備等の費用合わせて31,711,600円を八潮市に返還させることを要求する。また、これら8名に対して潮止揚水機場を復元させることを要求する。

(3) 請求人が提出した証拠書類

- ・旧潮止揚水機場に関する庁内検討委員会に関する資料
- ・建屋改修等に関する見積書
- ・文化財保存事業費補助金交付要綱
- ・旧潮止揚水機場解体工事に関する設計書、見積書外関連文書
- ・旧潮止揚水機場樋管閉塞工事に関する設計書
- ・(仮称) 潮止揚水機場史跡公園等の整備に関する検討会に関する文書
- ・(仮称) 潮止揚水機場史跡公園工事に関する内訳書外関連文書
- ・■先生からの指摘文書
- ・市登録有形文化財登録証

- ・八潮市観光パンフレット
- ・旧潮止揚水機場建屋、ポンプ・モーター等に関する写真資料
- ・潮止揚水機場史跡公園等整備に係る専門家からの指導助言に関する書類
- ・農政課職員と陳述者による話し合い確認書
- ・八潮市議長あて緊急要請書
- ・八潮市議会定例会記録
- ・八潮市農業委員会総会議事録及び農業委員への説明報告書
- ・旧潮止揚水機場の国登録文化財の内諾の件について
- ・■先生の旧潮止揚水機場の残存コンクリート基礎とポンプの評価
- ・旧潮止揚水機場建屋撤去工事、跡地整備工事及び関連工事に対する支出伝票及び請求書
- ・旧潮止揚水機場跡地整備指導謝礼金の支出伝票
- ・その他、情報公開決定通知書等

3 請求の受理

監査の実施にあたり、八潮市職員措置請求（以下「本件請求」という。）が、地方自治法第242条第1項（以下「法」という。）に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和2年4月6日付けで受理した。

II 監査の実施

1 監査の対象事項

地方自治法における監査の請求には、法第75条による事務監査請求と法第242条による住民監査請求がある。法第75条による監査の請求は、住民が行政運営上生ずる諸問題に関連してその責任の所在及び行政の適否を究明するものであり、監査請求は多数の住民の参加を必要とし、選挙権を有する者の50分の1以上の連署により請求できるものである。

これに対し、法第242条第1項による住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な財務会計上の行為又は、怠る事実があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監

査を求め、損害を補てんするため必要な措置を講ずべきことを請求できるものである。具体的には、違法又は不当な①公金の支出、②財産の取得、管理又は処分、③契約の締結又は履行、④債務その他の義務の負担、（①～④の行為が相当の確実さをもって予測される場合を含む）、⑤公金の賦課又は徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実が対象となる。

また、同条第2項により、正当な理由がない限り当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過するまでと定められている。なお、正当な理由とは、例えば当該行為が極めて秘密理に行われ、1年を経過した後はじめて明るみに出たような場合、あるいは天災地変等による交通と絶により請求期間を途過した場合などのように、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したものについて、特に請求を認めるだけの相当な理由があるときをいう。

監査を実施するにあたり、本件請求内容について、法第242条第1項、第2項の要件に適合するかを審査し、本件請求における監査の対象事項を、次のとおりと判断した。

- ・ 潮止揚水機場跡地整備工事に関する経費が、違法・不当な公金の支出にあたるか
- ・ 潮止揚水機場跡地整備工事に関する契約が、違法・不当な契約の締結又は履行にあたるか
- ・ 潮止揚水機場跡地整備工事が、違法・不当な財産の管理又は処分にあたるか

2 監査対象部課

市民活力推進部 都市農業課（旧農政課）

教育総務部 文化財保護課

3 監査対象部課に対する調査

(1) 書類等の審査

令和2年4月17日に監査対象部課より提出された本件請求の関係書類等に対する審査を実施した。また、令和2年4月23日に八潮市長、八潮市教育委員会教育長から本件請求についての弁明書が提出された。

(2) 関係職員に対する事情聴取

令和2年4月28日に、事実関係について監査委員の指示を受け、事務局職員が市民活力推進部都市農業課職員、教育総務部文化財保護課職員、都市デザイン部職員等本件関係職員に対し、事情聴取を実施した。

4 現地調査

令和2年5月11日に、現地における状況確認のため、監査委員が現地調査を行った。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

令和2年5月12日に法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出及び陳述の機会を設け、実施した。

また、追加提出された証拠資料は次のとおりである。

- ・都市農業課と整備に関心のある団体及び陳情者との話し合い記録
- ・八潮市情報非公開決定通知書
- ・八潮市議会定例会会議録
- ・埼玉県予算見積調書
- ・木曾川上流河川事務所ホームページ（河川法の許可）

6 監査対象部課の陳述

令和2年5月12日に、市民活力推進部都市農業課及び教育総務部文化財保護課関係職員の陳述を実施した。

III 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 潮止揚水機場跡地整備について

潮止揚水機場跡地整備については、農業用水施設としての役割を終えたあと、その功績を後世に伝えていくようメモリアル機能を有するポケットパークとして整備することが、平成24年度旧潮止揚

水機場に関する庁内検討委員会、平成27年度旧潮止揚水機場及び昭和用水路（15号水路）の整備に関する検討会を経て決定した。

平成29年10月には、（仮称）潮止揚水機場史跡公園等の整備に関する検討会議において「検討結果報告書」が作成、市長に提出された。その後、関係団体への意見・要望の把握、説明を経て、平成30年9月12日着工、平成31年3月28日に完成した。また、平成31年3月20日には「八潮市潮止揚水機場記念ひろば条例」が公布された。

(2) 潮止揚水機場跡地整備関連工事について

1. 旧潮止揚水機場建屋撤去及び樋管閉塞工事実施設計業務委託

- ・ 契約日 平成28年6月22日
- ・ 履行期間 平成28年6月22日～平成28年10月27日
- ・ 契約金額 702,000円
- ・ 支払日 平成28年11月25日

2. 旧潮止揚水機場受電設備調査業務委託

- ・ 契約日 平成28年6月23日
- ・ 履行期間 平成28年6月23日～平成28年7月29日
- ・ 契約金額 126,360円
- ・ 支払日 平成28年8月31日

3. 旧潮止揚水機場建屋撤去工事

- ・ 契約日 (当初) 平成28年12月5日
(変更) 平成29年2月7日
- ・ 履行期間 平成28年12月5日～平成29年2月20日
- ・ 契約金額 (当初) 5,918,400円
(変更) 6,758,640円
- ・ 支払日 (前金) 平成28年12月19日
(後払) 平成29年3月21日
- ・ 変更契約の主な内容
ポンプ給水槽内を埋め戻し、バックホウ等の施工機械の作業スペースとすること及び文化財保護課との協議により撤去・再

設置で計画していた八潮市登録文化財であるポンプを据え置きとし、雨水対策としての上部養生工を施すこと等

4. (仮称) 潮止揚水機場史跡公園設計業務委託

- ・ 契約日 平成29年6月13日
- ・ 履行期間 平成29年6月13日～平成30年2月17日
- ・ 契約金額 1,458,000円
- ・ 支払日 平成30年3月9日

5. 昭和樋管閉塞工事

- ・ 契約日 平成30年2月26日
- ・ 履行期間 平成30年2月26日～平成30年3月29日
- ・ 契約金額 664,200円
- ・ 支払日 平成30年4月13日

6. 潮止揚水機場跡地整備工事

潮止揚水機場跡地整備工事は、平成29年度に決定した実施計画における農地保全事業に位置付けられた工事であり、工事の実施にあたっては、平成30年6月27日都市農業課から公園みどり課に工事事務の依頼をし、公園みどり課で担当した工事である。

- ・ 当初予算額 21,924,000円
- ・ 契約方法 指名競争入札(電子入札)
- ・ 工事発注伺い 平成30年8月14日決裁
- ・ 被指名業者の決定
平成30年8月22日 被指名業者(5業者)を決定
- ・ 予定価格の決定
平成30年8月24日 21,924,000円に決定
- ・ 開札執行日 平成30年9月5日
- ・ 契約日 平成30年9月12日
- ・ 履行期間 平成30年9月12日から平成31年3月15日
- ・ 契約金額 21,384,000円
- ・ 受注者 ■社
- ・ 変更契約日 平成31年3月1日

- ・変更契約の主な内容

ポンプ及びモーター基礎形状を変更する必要が生じたことによる契約金額の変更及び工期延長申請書が提出されたことによる工期の延長

変更後金額 21,902,400円

変更後工事完成期日 平成31年3月29日

- ・工事検査

平成31年3月28日工事検査員による工事の完成検査が実施され、工事検査課長より工事完成認定書が提出された。

- ・工事完了日

平成31年3月28日に工事目的物引渡書が受注者より提出された。

- ・支払日

(前金) 平成30年10月5日 8,550,000円

(後払) 平成31年4月15日 13,352,400円

(3) 旧潮止揚水機場跡地整備に対する指導謝礼金について

旧潮止揚水機場跡地整備にあたり、専門家より助言・指導を受けた。

- ・謝礼金 100,000円

- ・支払日 平成30年3月15日

(4) 庁内での検討について

[平成28年度]

- ・平成28年8月22日

「旧潮止揚水機場に関する今後の方針について」建屋を撤去し、施設の果たした役割や功績を伝えていくためのメモリアルパーク等の整備をしていく方針とする市長決裁

- ・平成29年2月1日

(仮称) 潮止揚水機場史跡公園等の整備に関する検討会議設置
(以下「検討会議」という。)

1. 目的

旧潮止揚水機場の今後の在り方に関する報告書(平成24年

10月)及び旧潮止揚水機場及び昭和用水路(15号水路)に関する検討結果(平成27年7月)並びに旧潮止揚水機場の今後の方針について(平成28年8月22日市長決裁)を踏まえ、(仮称)潮止揚水機場史跡公園等の整備を行うため、庁内の関係課による(仮称)潮止揚水機場史跡公園等の整備に関する検討を行う。

2. 構成員

委員長：市民活力推進部副部長

副委員長：教育総務部副部長、都市デザイン部副部長

企画経営課長、商工観光課長、都市農業課長、

道路治水課長、開発建築課長、公園みどり課長、区画整理課長、文化財保護課長

・平成29年2月22日 第1回検討会議

①(仮称)潮止揚水機場史跡公園等の整備に関する検討会議設置要領について

②建屋撤去工事の経過について

③整備に向けた今後の進め方について

④現地視察

・平成29年3月28日 第2回検討会議

①地元町会への説明について(報告)

②史跡公園等整備に関する検討事項について

③平成29年度史跡公園等整備に向けて今後のスケジュール等について

・平成29年3月28日 平成28年度第3回文化財保護審議会

旧潮止揚水機場について報告

[平成29年度]

・平成29年4月27日 第3回検討会議

①(仮称)潮止揚水機場史跡公園等の整備検討の具体内容及びスケジュールの考え方

②史跡公園等整備イメージの検討及び位置づけについて

③史跡公園等整備に向けた市民団体等の意見把握について

④史跡公園等整備における文化財の取り扱い等について

- ・平成29年5月23日 平成29年度第1回文化財保護審議会
旧潮止揚水機場ポンプ・モーターの取り扱いについて
- ・平成29年6月1日 第4回検討会議
 - ①史跡公園等の整備のイメージ・公園の位置づけ及び市民等の意見把握について
 - ②（仮称）潮止揚水機場史跡公園等の整備イメージについて
 - ③史跡公園等の整備に向けた庁内各課の役割分担について
- ・平成29年7月21日 第5回検討会議
 - ①史跡公園等の整備に向けた各課の役割分担（案）について
 - ②史跡公園等の整備に向けた実施設計業務の状況について
 - ③整備にかかる専門家からの助言・指導について
- ・平成29年9月7日 第6回検討会議
 - ①史跡公園等の整備にかかる助言・指導について
 - ②検討結果報告（案）について
- ・平成29年9月21日 経営戦略会議
（仮称）潮止揚水機場史跡公園等の整備に関する検討会議検討結果報告書（案）について
- ・平成29年10月6日
（仮称）潮止揚水機場史跡公園等の整備に関する検討会議検討報告書市長報告
- ・平成29年10月26日
（仮称）潮止揚水機場史跡公園等の管理にかかる3課協議（以下「3課協議」という。）都市農業課、公園みどり課、文化財保護課
協議内容
 - ①史跡公園等にかかる維持管理業務内容
 - ②維持管理項目及び管理主体と管理協力課の役割分担（案）（予算対応含む）
- ・平成29年10月26日 平成29年度第2回文化財保護審議会
旧潮止揚水機場跡地整備について報告
- ・平成29年11月17日 3課協議
 - ①維持管理項目及び役割分担（案）
 - ②その他協議事項

③実施設計にかかる協議事項

- ・平成30年2月27日 平成29年度第3回文化財保護審議会
市登録文化財「旧潮止揚水機場ポンプ及びモーター」の取り扱いについて審議
- ・平成30年3月19日 八潮市議会平成30年第1回定例会
一般質問 旧潮止揚水機場について
- ・平成30年3月20日 八潮市議会平成30年第1回定例会
委員長報告 福祉環境常任委員会議案審査結果議案19号について

[平成30年度]

- ・平成30年4月16日 3課協議
①潮止揚水機場跡地整備の今後の進め方
- ・平成30年5月29日 3課協議
①完了までのスケジュール（案）について
②管理協定について
③位置づけの最終決定
④施設名称の決定方法について
- ・平成30年7月24日 3課協議
①協定書・管理協定（案）について
②設置管理条例について
- ・平成31年3月20日（施行日 平成31年4月1日）
八潮市潮止揚水機場記念ひろば条例公布
- ・平成31年3月20日（決裁日 平成31年2月28日）
八潮市潮止揚水機場記念ひろばの維持管理に関する協定書締結（市民活力推進部長、都市デザイン部長、教育総務部長）

(5) その他の動き

[平成29年度]

- ・平成29年7月25日 農業委員会7月総会
整備にかかる市の取り組み状況説明
- ・平成29年9月26日 農業委員会9月総会
整備にかかる市の取り組み状況等説明

- ・平成29年9月26日から平成29年11月20日
関係団体等へ跡地整備についての説明（11回）
- ・平成30年2月26日
陳情者3名による市議会議長あて、八潮市登録文化財「旧潮止揚水機場」の現状保存に関する陳情書の提出

[平成30年度]

- ・平成30年10月16日
要請者6名による市議会議長あて、緊急要請書の提出

2 監査委員の判断

潮止揚水機場跡地整備工事は、平成28年度末に設置した市内関係課の副部長、課長で構成する（仮称）潮止揚水機場史跡公園等の整備に関する検討会議において、施設の目的、整備内容について検討を行い、経営戦略会議を経て、整備に対する市の方針が決定した。

その後、地元町会、関係団体等への説明、意向把握を行い、一部の団体の方の理解は得られなかったものの、ポンプ・モーターを地上に引き上げて展示し、可能な範囲でコンクリート建造物の外郭を残す案に多くの団体からの理解が得られたことを確認した。また、契約の締結にあたっては、地方自治法及び八潮市契約規則に基づく手順が踏まれていることを確認した。

(1) 潮止揚水機場跡地整備工事に関する契約の締結について

契約の締結を対象とする住民監査請求については、契約締結の日を基準として法第242条第2項の規定を適用すべきであるとされている。

本契約は、平成30年9月12日に契約締結がされていること、また、変更契約については平成31年3月1日に締結されていることから、契約締結の日からすでに1年以上が経過しているため、住民監査請求の対象とはならないと判断した。

(2) 潮止揚水機場跡地整備工事に関する契約の履行、経費の支払い及

び財産の管理について

① ポンプの切断について

ポンプの切断箇所についての文書は不存在であったが、都市農業課、文化財保護課、公園みどり課の担当者及び受注業者により、現地で協議した上で、切断箇所を決定したことを関係職員への事情聴取により確認した。また、文化財保護課の弁明書により、登録文化財として登録されているのはポンプ・モーターの本体のみであり、フランジ外側は八潮市登録文化財規則の適用外であるということを確認した。

② ポンプ・モーターの管理について

請求人は切断されたポンプが数日間野晒し状態のままであり、盗難の恐れがあったことを主張している。

このことについて、都市農業課では、ポンプを屋外に放置したことについては、受注業者はポンプが浸水していた状態にあり水分を含んでいたことから、その後の腐食や錆を防ぐため、一旦乾燥させる必要があると判断し、屋外で管理したと弁明している。

また、工事を担当した元公園みどり課職員への事情聴取において、受注業者に対しポンプ・モーターについて一時敷地から搬出し、塗装及び清掃を行う指示はしているものの、作業場所や管理方法は、受注業者の自主責任としたことを確認した。

なお、八潮市建設工事請負約款には、工事実施に当たり、工作物を一時仮置きする場合の保管先や保管状況について特に定めがないことを確認した。

③ 二重払いについて

請求人は、旧潮止揚水機場撤去工事の「揚水機引き上げ再設置」費用118,300円と史跡公園工事の「撤去工」57,859円及び「ポンプ・モーター基礎設置工」278,960円が二重払いであることを主張しているが、旧潮止揚水機場撤去工事の「揚水機引き上げ再設置」については、平成29年2月7日の変更契約により、当該工事では施工しないこととしたため、経費から削除されていることを確認した。

④ 管理主体について

請求人は、管理主体が工事完了日の平成31年3月15日に至っても決まらなかったことを主張している。（仮称）潮止揚水機場史跡公園の管理については、都市農業課、文化財保護課、公園みどり課の3課による協議を平成29年10月26日から平成30年7月24日にかけて行い、管理協定書締結日は条例の制定に併せ平成31年3月20日としたことを確認した。また、協定書締結の決裁日は平成31年2月28日であることを確認した。

上記①から④により、潮止揚水機場跡地整備工事に関する契約の履行、経費の支払い及び財産の管理について違法性又は不当性は認められないと判断した。

3 結論

以上のことから本件請求のうち監査対象とした潮止揚水機場跡地整備工事については理由がないものと判断し、これを棄却する。

また、監査対象以外のものについては、法242条第1項又は第2項の要件を具備していないため不適法とみなし、これを却下する。